

七郷地域包括支援センター設置運営法人の公募について

1 七郷地域包括支援センターについて

- 地域包括支援センター設置運営事業委託契約を令和3年度の単年度契約としていた七郷地域包括支援センターに、令和4年度の受託意向調査を行ったところ、職員確保が困難であることから、受託を辞退する旨の回答があった。
- 令和4年度の七郷地域包括支援センター設置運営事業委託契約については、公募により受託法人を選定する。

2 受託法人公募スケジュール（予定）

時期	内容
令和3年7月1日	公募により選定することについて地域包括支援センター運営委員会にて審議（今回）
7月	審査委員会において、公募要項・評価項目等の作成（下記3参照）
7月中旬～8月下旬	公募開始 説明会の実施 質問の受付 など
8月～10月	審査（書類審査・面接審査）
11月下旬～12月上旬	受託候補者について地域包括支援センター運営委員会にて審議
12月	受託法人の決定
12月～令和4年3月	新旧受託法人間で業務引継ぎ
令和4年3月	業務委託契約締結

3 受託法人選定の方法

応募法人から提出された書類の審査及び面接審査を行い、設置運営事業受託法人を選定する。選定にあたっては、地域包括支援センターを運営する能力等を総合的に評価し、その判断基準として点数制を採用する。

法人募集のための公募要項等や、審査における評価項目や配点等については、保険高齢部長、高齢企画課長、地域包括ケア推進課長、認知症対策担当課長、介護事業支援課長及び若林区障害高齢課長から成る**審査委員会**を開催し、そこで決定する。